

林業普及週間現地情報(10/23～10/27)

森林管理課

収穫伐採に伴う貴重野生動植物への配慮方針指導

10月26日(木)

近年、自然環境保全に対する要望の高まりから、林業・林産活動に対しては、自然環境の保全と森林施業等との調和を図ることが強く求められている。そのため、森林施業や収穫伐採を行う際には、区域内に生息・生育する天然記念物等の貴重な動植物に配慮する必要がある。

県では、平成25年10月に「やんばる型森林業の推進(施策方針)」を決定し、本施策方針に基づき環境に配慮した森林施業の推進に取り組んでいる。

同施策方針に基づき、10月26日に沖縄北部森林組合の会議室において、今年度、名護市内で同組合が実施する収穫伐採の現場で作業する作業班員に対して「林業従事者のための貴重動植物ハンドブック」を用いて文化財保護法等で天然記念物に指定されている動植物への配慮方針と、発見した際の対応方法等の指導を行った。

作業班員は、自然環境を保全しながら森林施業を行うことの必要性を理解した上で、貴重動植物に対する配慮として、伐採区域の片側もしくは中央から外側へ伐採して貴重動物を伐採区域外へ誘導すること、発見した際は作業を休止して関係機関へ連絡すること等の対応について了解した。



貴重動植物ハンドブック



指導の様子

(報告者：森林整備保全課 宇地原・大城・比嘉)